

# 資格確認限定型オンライン 資格確認等システム

## 運用マニュアル

※令和6年3月までの運用テスト期間中の運用方法

---

■ 令和6年1月31日 β版

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

## 改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和6年1月31日	β版	-

## 目次

本書の位置付け	4
第1章 はじめに	6
第2章 オンライン資格確認	8
第3章 困った時には	19
第4章 お問い合わせ	20
モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト	23

---

# 本書の位置付け

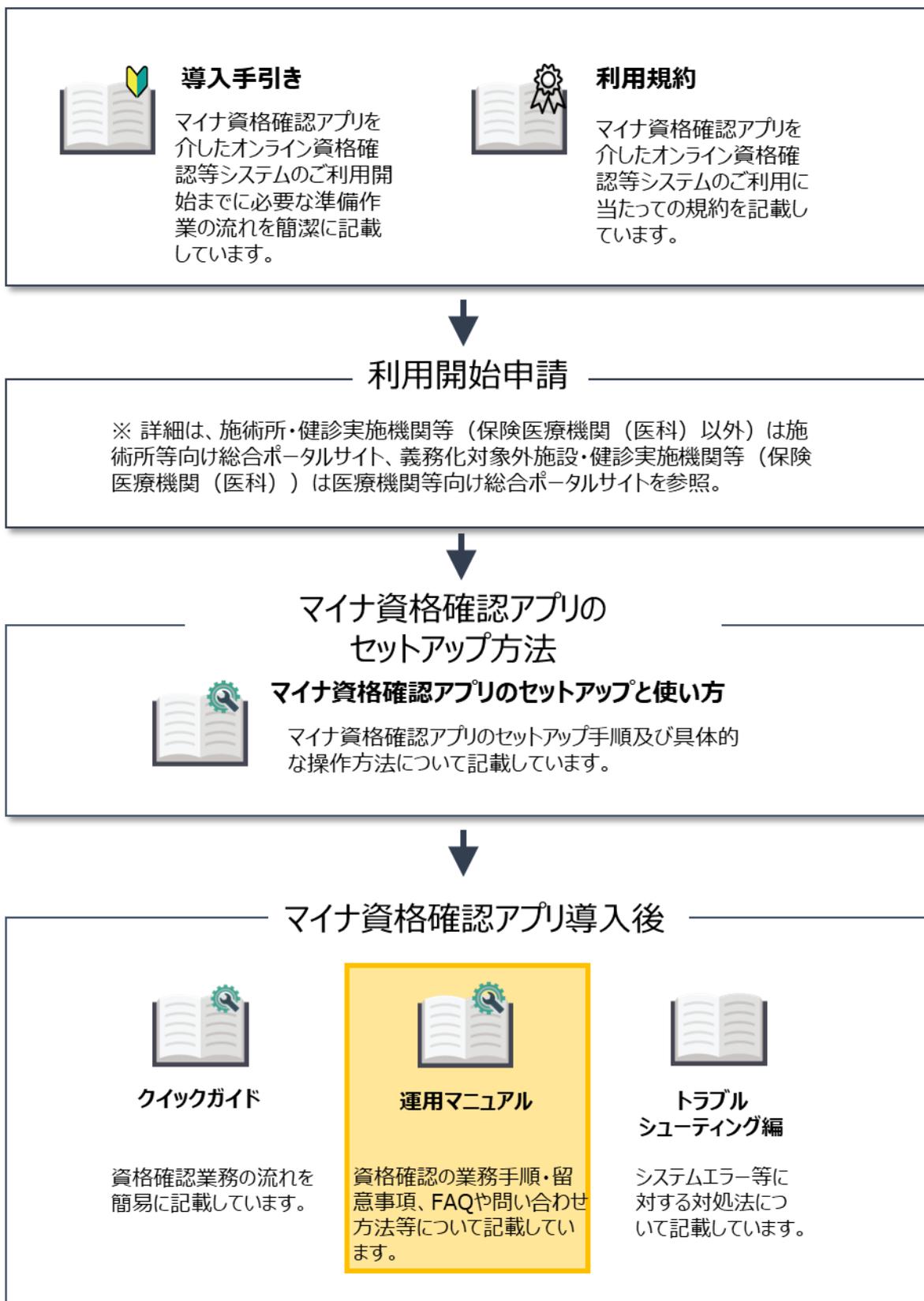
本書は、オンライン資格確認等システムを利用するためのアプリ「マイナ資格確認アプリ」を導入した施術所等<sup>※1</sup>向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認いただくなど、必要に応じて p5「マイナ資格確認アプリ導入検討時」に記載のあるドキュメント<sup>※2</sup>をご参照ください。

※1 オンライン資格確認導入の義務化対象外施設（紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関等）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の施術所であって受領委任の取扱いを行っているもの、特定健康診査又は特定保健指導等を行う健康実施機関等の総称。

※2 「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」及び「トラブルシューティング編」については施術所等向け総合ポータルサイト及び医療機関等向け総合ポータルサイトへ掲載しています。そのほかの「導入手引き」、「利用規約」及び「クイックガイド」についても施術所等向け総合ポータルサイト及び医療機関等向け総合ポータルサイトへ掲載しています。

## マイナ資格確認アプリ導入検討時



# 第1章 はじめに

## マイナ資格確認アプリによるオンライン資格確認のメリット

マイナ資格確認アプリを導入することで、施術所等は患者の有効な資格情報<sup>※1</sup>をその場で電子的に確認することができます。

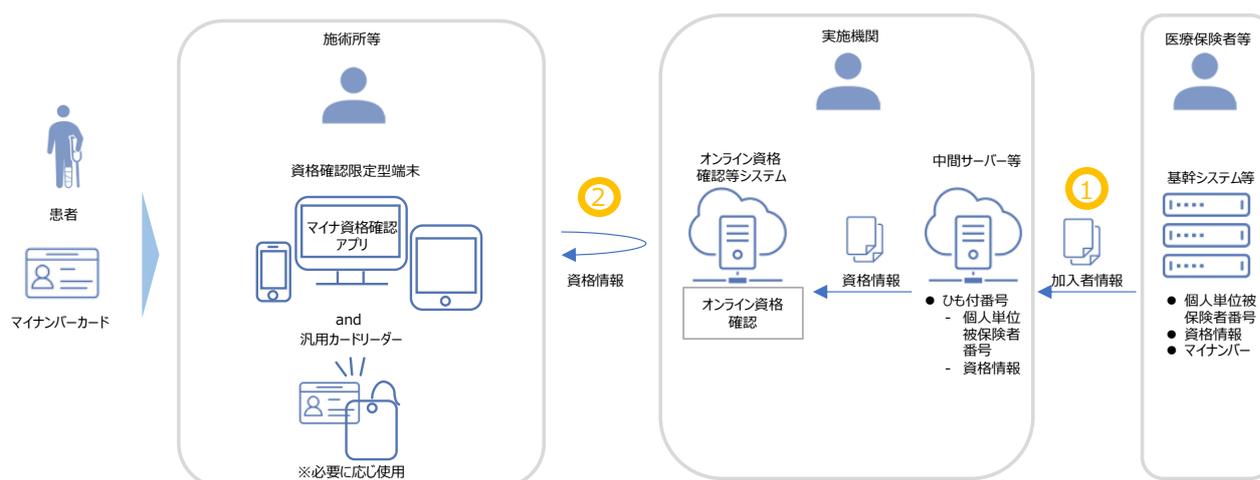
また、マイナ資格確認アプリは24時間365日いつでも利用可能です。

なお、令和6年3月までの期間<sup>※2</sup>については本システムの運用テスト期間となります。

※1 P14 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧をご参照ください。

※2 当該期間における費用の請求については、従来どおり被保険者証によって資格があることを確認してください。また、本システムで得た資格情報については参考情報として利用可能です。

## マイナ資格確認アプリによるオンライン資格確認等システムの全体像



### ① 資格情報の登録

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む。）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

### ② 資格情報の照会

施術所等は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカードによる資格確認の際には、カードのICチップに格納された利用者証明用電子証明書<sup>※</sup>を利用します。

※ マイナンバーカードのICチップに格納された、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。有効期

限は発行日から5回目の誕生日までです。

## 運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わる施術所等へのお知らせは施術所等向け総合ポータルサイト<sup>※1</sup>に掲載されます。ただし、義務化対象外施設又は健診実施機関等（保険医療機関（医科））に対しては、医療機関等へのお知らせとして医療機関等向け総合ポータルサイト<sup>※2</sup>に掲載されます。日々のお知らせに加え、障害時のお知らせはマイナ資格確認アプリのログイン時にポップアップにて表示されるほか、それぞれのポータルサイトでも確認することができます。

### ※1 施術所等向け総合ポータルサイト

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

二次元コード



### ※2 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

二次元コード



## 本書の改訂について

本書は、マイナ資格確認アプリを導入した施術所等において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です。

# 第2章 オンライン資格確認

## 概要

マイナ資格確認アプリでのオンライン資格確認とは、「施術所等が用意した資格確認限定型端末（スマートフォン・タブレット・PC）にマイナ資格確認アプリをインストールすることで患者のマイナンバーカードをスマートフォン又は汎用カードリーダーを用いて資格情報を確認する方法」です。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第3章 困った時には」をご確認ください。

## 資格確認の手順

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うに当たり、資格確認限定型端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログインおよびシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

また、患者はマイナンバーカードの健康保険証利用登録が実施されていることが前提となります。

なお、マイナンバーカードによる資格確認の流れは以下となります。



### 資格確認の流れ



### ポイント マイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない患者には、患者が自身の端末でマイナポータルにて利用登録を行うようご案内ください。

## (1) ログイン



施術所等において資格確認を実施する担当者(以下、資格確認担当者とする)が、生体認証又はパスコードでログインします。※

※ 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

## (2) 本人確認



【A】マイナンバーカードの顔写真を用いた目視による確認又は【B】4桁の暗証番号の入力(暗証番号認証)により、患者の本人確認を実施します。



### 【A】目視による確認の手順



- ① 初期画面右上の歯車マーク  をクリックしてマイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択して「目視確認で本人認証」が有効  になっていることを確認します。



- ② マイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います。<sup>※</sup>  
 ※原則として患者本人が資格確認担当者に顔写真を提示するようにしてください。

#### ポイント 目視による確認の留意事項

目視による確認は、本人確認作業を資格確認担当者の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いします。



## 【B】暗証番号認証の手順



① 初期画面右上の歯車マーク  をクリックして、マイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択して「目視確認で本人認証」が無効  になっていることを確認します。

② ①の画面左上の矢印  から認証選択画面（暗証番号）に戻り、「暗証番号を入力」をクリックします。

③ 「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、OK ボタンをクリック後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

④ 患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号を指します。

### ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

### (3) マイナンバーカード読み取り



マイナンバーカードの読み取りを行います。※

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種スマートフォンとタブレット・PC については、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

### ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が施術所等のモバイル端末等にかざすようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

#### (4) 資格確認



資格確認結果が表示されるので、内容を確認します。

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンをクリックすると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

#### オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例<sup>※</sup>

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号・枝番
- 被保険者証有効開始年月日
- 被保険者証有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。

#### マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

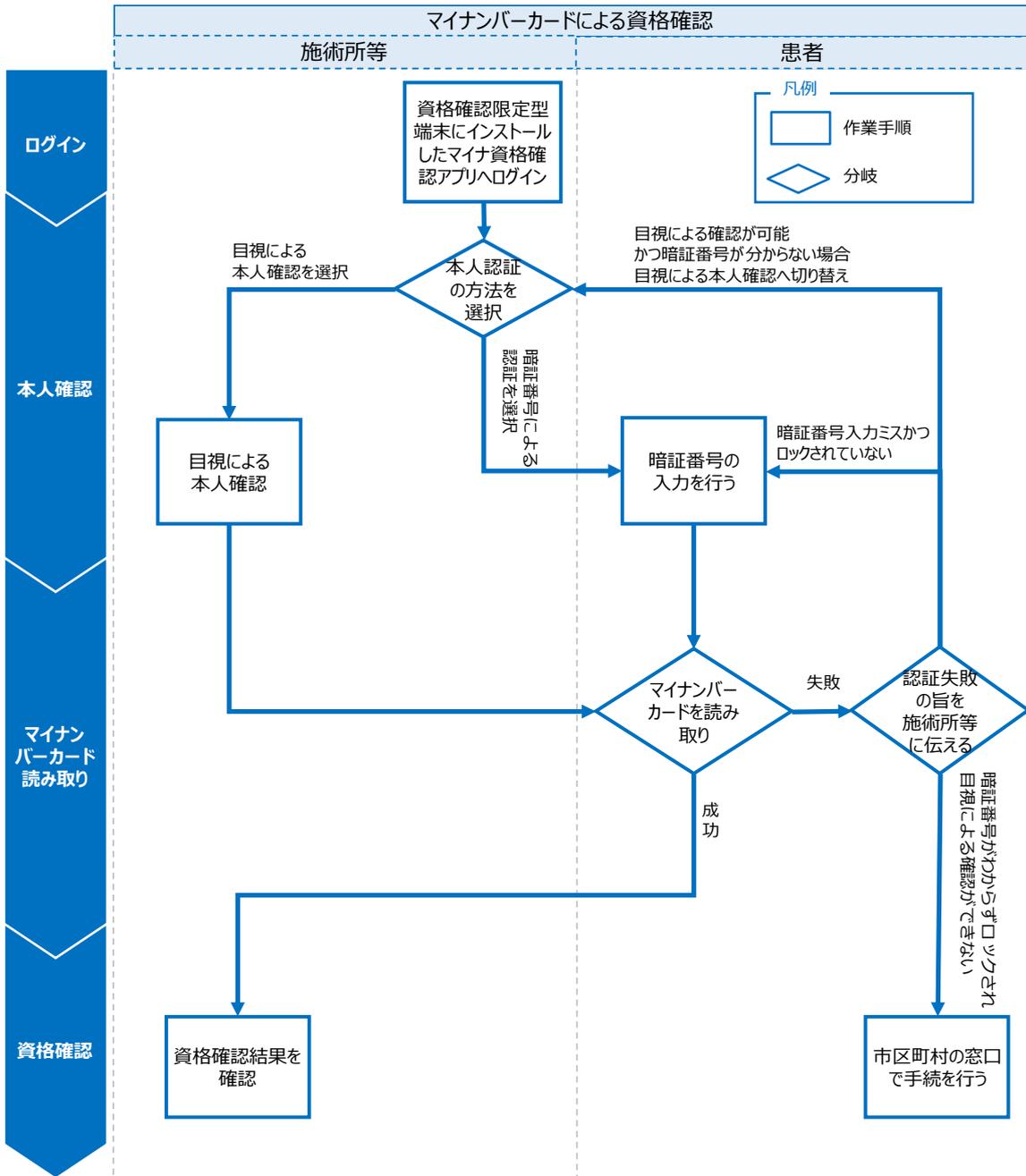
照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース

## 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	健康保険被保険者証/共済組合組合員証/私立学校教職員共済加入者証/船員保険被保険者証/共済組合船員組合員証	○
2	国民健康保険被保険者証	○
3	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証/高齢受給者証	○
4	後期高齢者医療被保険者証	○
5	退職被保険者証	○
6	短期被保険者証	○
7	子ども短期被保険者証	○
8	修学中の被保険者の特例による被保険証（マル学保険証）	○
9	住所地特例制度による被保険者証	○
10	被保険者資格証明書	○
11	限度額適用認定証	×
12	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	×
13	特定疾病療養受療証	×
14	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	×
15	被保険者受給資格者票	×
16	特別療養費受給票	×
17	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
18	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
19	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
20	公費負担・地域単独事業の受給証	×
21	生活保護受給者に交付される医療券等	×

※ 順次対象範囲を拡大していく予定です。No.11～13の情報は、令和6年4月までに確認可能となります。

マイナンバーカードによる資格確認手順フロー



## 資格確認結果の取扱い・留意事項

## 【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓マイナ資格確認アプリにて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報です。
- ✓各医療保険制度の被保険者証における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

## 基本情報及び資格情報（証情報）

オンライン資格確認データ項目	内容
基本情報	
1 氏名	<b>【照会結果に係る留意事項】</b> <input type="radio"/> 「●」が含まれる ・旧字等について一部変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。
2 氏名カナ	<b>【照会結果に係る留意事項】</b> <input type="radio"/> 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。  <input type="radio"/> 被保険者証における記載項目との違い ・「氏名カナ」の小文字が大文字になっている（例：わがががわが）となっている 場合については、現在保険者にて修正対応中です。
3 氏名（その他） 氏名カナ（その他）	<b>【項目説明】</b> ・通称等の理由で、本名とは別の氏名を被保険者証の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が裏面記載情報に設定されます。
4 性別1	<b>【項目説明】</b> ・被保険者証の表面記載の性別となります。
5 性別2	<b>【項目説明】</b> ・被保険者証の裏面記載の戸籍上の性別となります。 ・対象者本人から、被保険者証の表面に性別を記載されることを希望しない届出があった場合に裏面記載情報に設定されます。
6 生年月日	-
資格情報（証情報）	
7 被保険者証区分	<b>【項目説明】</b> ・被保険者証の種類を示す項目となります。 ・被保険者証（一般）、被保険者証（退職）、短期被保険者証（一般）、短期被保険者証（退職）、被保険者資格証明書、特例退職被保険者証のいずれかを表示します。
8 被保険者証記号 被保険者証番号 被保険者証枝番	<b>【照会結果に係る留意事項】</b> <input type="radio"/> 枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度の場合、空欄となります。
9 本人・家族の別	<b>【項目説明】</b> ・被保険者本人（国保の場合は世帯主）か家族かを表す項目となります。  <b>【照会結果に係る留意事項】</b> <input type="radio"/> 枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。

10	被保険者証有効開始年月日	<p><b>【項目説明】</b> ○ 各被保険者証における以下の項目に該当しますが、被保険者証によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被保険者証：資格取得年月日（認定年月日）</li> <li>・国民健康保険被保険者証（市町村国保）：適用開始年月日</li> <li>・国民健康保険被保険者証（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日）</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証：資格取得年月日、発効期日</li> <li>・船員保険被保険者証：資格取得年月日（認定年月日）</li> </ul> <p><b>【補足事項】</b> ○ 被保険者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村国保の場合、被保険者証の適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、オンライン資格確認の有効開始年月日は年次の被保険者証の更新日としている場合があります。</li> <li>・市町村国保以外においては、オンライン資格確認の有効開始年月日を被保険者証の更新/再発行日や事業所変更日としている場合があります。</li> </ul>
11	被保険者証有効終了年月日	<p><b>【項目説明】</b> ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の証の更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。</p>
12	保険者番号	-
13	保険者名称	<p><b>【照会結果に係る留意事項】</b> ○ その他関連項目の提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。</li> </ul>
14	被保険者証一部負担金割合	<p><b>【照会結果に係る留意事項】</b> ○ 空欄になっている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。</li> </ul>
オンライン資格確認システム固有項目		
-	資格取得年月日	<p><b>【項目説明】</b> ・加入者資格の取得日となります。</p>
-	未就学区分	<p><b>【項目説明】</b> ・義務教育就学前の患者への2割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。</p>
-	資格喪失事由	<p><b>【項目説明】</b> ・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、その他のいずれかが設定されます。 ・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。</p>

患者の持参する被保険者証の種類に応じて、以下で示す被保険者証サンプルを参照の上、本資料をご確認ください。

- ・国民健康保険被保険者証（保険者が市町村国保、国民健康保険組合）：市町村国保被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。
- ・健康保険被保険者証（保険者が健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合）：健康保険被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。
- ・後期高齢者医療被保険者証：後期高齢者医療被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。

市町村国保被保険者証サンプル（表面）

健康保険被保険者証サンプル（表面）

後期高齢者医療被保険者証サンプル（表面）

被保険者証サンプル（裏面）

**高齢受給者証**

オンライン資格確認データ項目	内容
<b>高齢受給者証情報</b>	
15 高齢受給者証有効開始年月日	<b>【項目説明】</b> ・健康保険高齢受給者証や船員保険高齢受給者証における「発効年月日」、国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証における「発効期日」に該当します。
16 高齢受給者証有効終了年月日	<b>【項目説明】</b> ・各種高齢受給者証における「有効期限」に該当します。
17 高齢受給者証一部負担金割合	-

高齢受給者証サンプル

# 第3章 困った時には

## 概要

オンライン資格確認業務において、対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

システムの操作方法が分からない場合には、「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

問題が解決しない場合には「第4章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

### (1) 資格確認にあたり

#	質問	回答
1	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	令和6年1月時点ではオンライン資格確認はできません。 対応している資格証類については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。
2	患者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。	目視による資格確認が可能な場合、本人認証を目視による確認に切り替えて資格確認を行ってください。なお、施術所等ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続きを行っていただくよう、患者にご案内ください。
3	目視による本人確認及び暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求められます。 【本人確認書類（例）】 運転免許証、運転経歴証明書（平24年4月1日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、個人番号カード（マイナンバーカード）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など

## (2) 資格確認結果

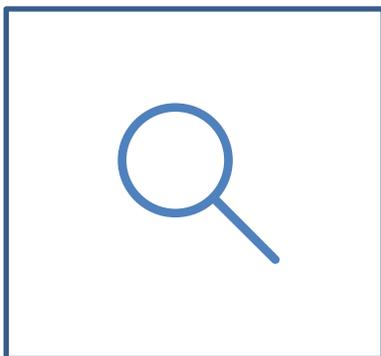
#	質問	回答
4	マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。	退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来院した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。
5	患者の氏名と資格情報の氏名が異なっている。	別人の情報が表示された旨をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。なお、氏名（姓）は婚姻等により変更の可能性があります。また、氏名（漢字）については、医療保険者等から登録される情報に、オンライン資格確認等システムでは対応していない文字（旧字等）が含まれる場合、その文字は黒丸「●」で表示されます。
6	市町村国保の被保険者が来院した際、オンライン資格確認結果として「健康保険証区分」が「被保険者資格証明書」と表示された患者から「短期健康保険証（一般）」を提示された。	保険者において被保険者が保険料を納付後、直ちに施術所等を利用した場合に生じます。健康保険証の発行日等を確認した上で、患者提示の短期健康保険証（一般）にて取り扱ってください。
7	マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない。	マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない患者には、患者が自身の端末でマイナポータルにて利用登録を行うようご案内ください。

## 第4章 お問い合わせ

オンライン資格確認に係る不明点について、「第3章 困った時には」を読んでも解決しない場合、施術所又は健診実施機関等（保険医療機関（歯科）、保険薬局、保険医療機関以外の施設、保険者）は施術所等向け総合ポータルサイト<sup>※1</sup>、義務化対象施設又健診実施機関等（保険医療機関（医科））は医療機関等向け総合ポータルサイト<sup>※2</sup>をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の解決方法を用意しています。

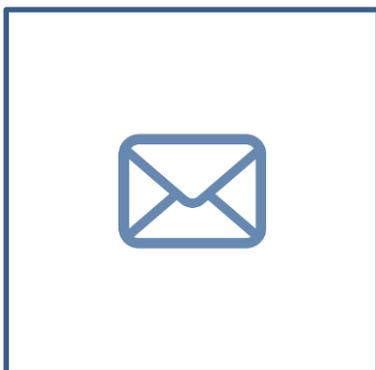
### ① FAQ



【概要】FAQ は、オンライン資格確認に関する、よくある質問とその対応方法を記載しています。

【操作手順】施術所等向け総合ポータルサイト、医療機関等向け総合ポータルサイトから FAQ のページへアクセスしてください。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

### ② お問い合わせフォーム



【概要】お問い合わせフォームは、オンライン資格確認等について担当者へ相談できる問い合わせ窓口です。24 時間 365 日問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】施術所等向け総合ポータルサイト、医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

### ③ 電話



【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外は問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】

電話番号：0800-080-4583（通話無料）

営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12月29日～1月3日は除く。）

※ 1 施術所等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>



※ 2 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

二次元コード



## モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いいたします。
- なお、職員個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定されます。BYODを実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いいたします。

チェック実施日： \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

担当者： \_\_\_\_\_

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
<input type="checkbox"/>	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
<input type="checkbox"/>	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
<input type="checkbox"/>	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された職員に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的を確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、職員に対して周知・教育訓練等を定期的実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版（令和 5 年 5 月）」